

経営革新等伴走型支援事業

- I 経営革新計画の概要
- II 経営革新計画作成メリット

令和5年3月17日
経 営 支 援 課

I 経営革新計画の概要

<経営革新計画とは>

中小企業者が、新商品(サービス)の開発・生産、提供、新規事業分野への進出など、自社にとって新たな取り組みを行い、経営の向上を図る3~8年間のビジネスプラン(経営革新計画)のことです。作成後、県知事から承認を受けると、その計画達成に向けた取り組みに対し、低利融資等の支援を受けることが出来ます。

新しい事業活動と目標とする経営指標

新しい事業活動 とは、

次の5つの新たな取組のことです。



経営の向上 とは、

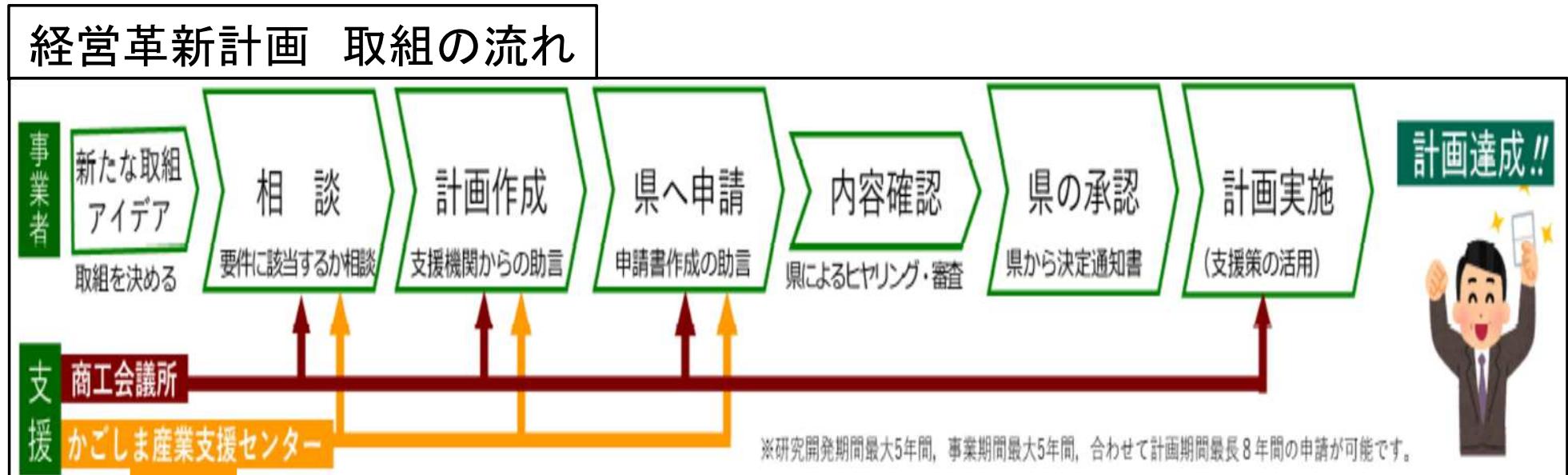
2つの指標が目標値まで伸びることです。



- 付加価値額又は1人当たりの付加価値額
→ **1年あたり平均3%以上**
- 給与支給総額
→ **1年あたり平均1.5%以上**

※ 計画終了時に、目標どおりの経営の向上が図れなくても、ペナルティはありません。

I 経営革新計画の概要



＜経営革新計画作成の支援＞

「経営革新等伴走型支援事業」では、当センターに配置している経営革新等支援専門員と中小企業診断士の資格を持つ職員が、相談・計画作成・県への申請までを支援します。

II 経営革新計画作成メリット

経営革新計画作成のメリット・効果

現状や課題の把握 計画策定を通して、現状や課題がはっきりし、これから会社が目指す方向を明らかにできます。業界動向や市場分析により、自社の立ち位置や、改善すべき課題が目に見えるようになります。

組織力の向上 計画と目標が具体的になり、共有化できるため、全社員で目標達成に努力する組織体制が構築され、社員同士の結束力・一体感が強まり、業務への意識が高まります。

業績の向上 目標が明確となり、実績との比較により現状の改善点が把握でき、業務改善を図りやすくなります。全社一体となった計画実行により、新規開拓が進み、売上アップが期待できます。

信用度・認知度の向上 経営革新に取り組む企業として認定されるため、外部の評価が上がり、金融機関からの信用度アップや、受注の拡大、認知度向上による優秀な人材確保なども期待できます。

II 経営革新計画作成メリット

● 承認により受けられる支援策(※それぞれの機関の審査が別途必要)

区分	支援内容	取扱期間
① 融資・保証の特例	<ul style="list-style-type: none">政府系金融機関による低利融資信用保証の特例県融資制度（新事業チャレンジ資金）	日本政策金融公庫 県信用保証協会 県内金融機関
② 補助金・投資	<ul style="list-style-type: none">県経営革新支援事業費補助金中小企業投資育成株式会社からの投資	県中小企業支援課 大阪投資育成株式会社
③ 販路開拓支援	<ul style="list-style-type: none">販路開拓コーディネート事業中小企業総合展への出展	中小企業基盤整備機構 中小企業基盤整備機構

まずは、お問い合わせを！

お問合せ先



公益財団法人 かごしま産業支援センター
経営支援課 ☎(099) 219-1273

✉ keiei@kisc.or.jp Fax(099)219-1279

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館2階



ご要望に応じ、直接貴社へご案内・ご説明にお伺いすることも可能です。
鹿児島県からの委託に基づいた事業ですので、制度の説明、計画作成の支援を含め、
費用は一切かかりません。ご不明な点などは、お気軽にお問合せください。